

(別紙様式1)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 福岡県
農業委員会名： 福岡市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	2,228
自給的農家数	915
販売農家数	1,313
主業農家数	336
準主業農家数	263
副業的農家数	714

※「2015年農林業センサス」に基づく数値

	農業者数(人)
農業就業者数	2,352
女性	1,160
40代以下	394

※「2015年農林業センサス」に基づく数値

	経営数(経営)
認定農業者	227
基本構想水準到達者	3
認定新規就農者	22
農業参入法人	15
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1,500	282				1,790
経営耕地面積	1,281	373	290	70	13	1,654
遊休農地面積	30	11	11			41
農地台帳面積	1,663	730	730			2,394

※1 耕地面積は、「耕地及び作付面積統計」における耕地面積

※2 経営耕地面積は、「2015年農林業センサス」に基づく面積

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定に基づく農地の利用状況調査により判定した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積

2 農業委員会の現在の体制

任期満了年月日 令和5年 6月22日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19人	19人
認定農業者		10人
認定農業者に準ずる者		
女性		4人
40代以下		
中立委員		1人

	定数	実数	区域数
農地利用最適化推進委員	25人	25人	19

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,790.0ha	502.7ha	28.1%
課 題	農業従事者が高齢化しており、地域における中核的担い手を持続的に確保し、担い手への農地の集約化を進めていく必要がある。また、認定農業者の基準に満たない農業経営者等への支援を積極的に行い、担い手として位置づけられる者の育成に努める。		

※1 管内の農地面積は、「耕地及び作付面積統計」における耕地面積

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 512.7ha (うち新規集積面積 10.0ha)
	目標設定の考え方: 平成30年1月に策定した農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づき設定する。
活動計画	人・農地プランの話し合い等地域の会合に積極的に参加し、情報収集等の活動を行い、高齢化等で農業を継続することが困難になりつつある農家の情報を収集し、営農規模を拡大したい農家や新規就農希望者等とのマッチングを進める。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間の新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地の面積)

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成30年度新規参入者	令和元年度新規参入者	令和2年度新規参入者数
	13 経営体	21 経営体	21 経営体
	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積	令和2年度新規参入者が取得した農地面積
	2.9 ha	7.7 ha	6.5 ha
課 題	新規参入時に必要となる良好な農地確保の困難性、農作業時に必要となる初期投資費用、天候の影響による農産物価格変動に伴う農業経営の不安定性など、農業経営継続のための障壁を乗り越えるために、農業委員、農地利用最適化推進委員を中心に関係機関が連携してサポートする必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段に記入した経営体が取得した農地面積の合計

2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	12 経営体	参入目標面積	2.4 ha
活動計画	日ごろから情報収集活動を積極的に行い、農家子弟の定年後就農促進や農地バンク制度を活用し新規就農希望者へ農地の紹介等の支援を行う。		

※ 目標は、1年間に新たに参入させる経営体数及び参入目標面積

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,831 ha	41.2 ha	2.2%
課 題	農業従事者の高齢化による離農が進む中、農家子弟による後継者が少なく、新規の就農者による新たな耕作面積増が限られているため、遊休農地が増加傾向にある。		

- ※1 管内の農地面積は、「耕地及び作付面積統計」における耕地面積及び農地法第30条第1項の規定に基づく農地の利用状況調査により判定した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積
 ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定に基づく農地の利用状況調査により判定した同法第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する遊休農地の総面積

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 2.2 ha		
	目標設定の考え方：農地等の利用の最適化の推進に関する指針で定めた目標とする。		
活動計画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	34人	7月 ~ 10月	9月 ~ 12月
	調査方法	農地利用最適化推進委員と農業委員を中心に事務局職員も加わって現地調査を実施し、結果をもとに事務局職員で取りまとめを行う。	
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
	11月 ~ 12月	1月 ~ 2月	
その他	年間を通じて、日常の活動の中での見守りを行い、未然防止に努めるとともに、農地所有者の意向をもとに、地域の集まり等で新規就農希望者を含む担い手への農地のあっせんなど、農地の集積化につながる活動に努める。		

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積
 ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
 ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1,790 ha	3.9 ha
課 題	地権者・違反転用行為者ともに、農地法に対する意識が低い。農地保全の必要性や農地法に関する周知が必要である。	

- ※1 管内の農地面積は、「耕地及び作付面積統計」における耕地面積
 ※2 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積

2 令和3年度の活動計画

活動計画	年間を通じて、日常の活動の中での見回りをを行い、違反転用の発生防止・早期発見に努め、違反転用発生防止のための啓発活動を行う。 違反転用を発見した場合は、事実確認、事情聴取、注意喚起、是正要請を行う。 関係機関との連携を図り違反転用の解消や防止に努める。
------	--